

令和4年度「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」の遵守
状況報告

学校法人大乗淑徳学園 淑徳大学、淑徳大学短期大学部は、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にして「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」を策定し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。

この度、本ガバナンス・コードの遵守状況について、策定項目毎に点検を行いました。遵守状況は下記のとおりで、遵守不十分の項目は、現状と今後の改善方向性を記載しています。

1 遵守概要

策定項目	遵守状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	遵守
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	遵守
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	遵守
2-2 理事	不十分（1）
2-3 監事	不十分（2）
2-4 評議員会	遵守
2-5 評議員	不十分（3）
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長	遵守
3-2 教授会	遵守
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	遵守
4-2 教職員等に対して	遵守
4-3 社会に対して	遵守
4-4 危機管理及び法令遵守	遵守
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	遵守

2 遵守不十分項目の現状と今後の改善方向性

(1) 2-2 理事 (4) 理事への研修機会の提供と充実

常勤理事に向けては、常勤理事も構成メンバーとなっている常務会において、協議事項や報告事項と併せて様々な情報提供を行うことにより、学園内外の状況についての理解を深めています。また、ガバナンス改革に係わる私立学校法の改正の動向については、外部講師を招聘して研修会を実施いたしました。

外部理事を含めた非常勤理事に向けては、理事会での概要程度の説明に留まっているので今後、開催形式の工夫も検討しながら業務執行に必要な私学関係法令等の情報提供を行ってまいります。更に、外部理事、非常勤理事に向けた関連の研修機会の提供が十分とはいえ、今後、研修情報の提供も含めて研修機会を充実させてまいります。

(2) 2-3 監事 (4) ②監事への研修機会の提供と充実

常勤監事に向けては、常勤監事も構成メンバーとなっている常務会において、協議事項や報告事項と併せて様々な情報提供を行うことにより、学園内外の状況についての理解を深めています。また、ガバナンス改革に係わる私立学校法の改正の動向については、外部講師を招聘して研修会を実施いたしました。

非常勤監事に向けては、常勤監事と業務執行等について情報交換を行い、業務執行に必要な私学関係法令等の情報提供を行っております。

しかし、非常勤監事に向けた研修機会の提供は十分とはいえ、今後、研修情報の提供も含めて研修機会を充実させてまいります。

(3) 2-5 評議員 (2) ②評議員への研修機会の提供と充実

学内評議員に向けては、学内評議員も構成メンバーとなっている校長会・事務長会において、ガバナンス改革等に係る情報、私立学校法の改正の動向他学園内外の状況についての理解を深めています。

学外評議員に向けては、評議員会での概要程度の説明に留まっているので、今後、開催形式の工夫も検討しながら業務執行に必要な私学関係法令等の情報提供を行ってまいります。

研修機会の提供は十分とはいえ、今後、研修情報の提供も含めて研修機会を充実させてまいります。